



2022年6月23日

各 位

会社名 FRACTALE株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀江 聡寧  
(コード番号 3750 東証スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画部長 関本 秀貴  
(TEL. 03-5501-4100)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるアクア戦略投資事業有限責任組合について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社等を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等  
(2022年6月23日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
アクア戦略投資事業有限責任組合	親会社 (注1)	47.81	—	47.81	—
ACA 株式会社	親会社 (注2)	1.73	47.81	49.54	—
ACA Investments Pte Ltd	親会社 (注2)	—	49.54	49.54	—
ACA Partners Pte Ltd	親会社 (注2)	—	49.54	49.54	—

(注1) アクア戦略投資事業有限責任組合の議決権の所有割合は47.81%となっておりますが、緊密な者又は同意している者であるCytoriMBO有限責任組合の議決権の所有割合4.21%及び堀江聡寧の議決権の所有割合2.71%を加えて54.74%を所有しているため、親会社に該当しております。

(注2) 議決権の所有割合は49.54%となっておりますが、注1同様、密接な者又は同意している者であるCytoriMBO有限責任組合の議決権の所有割合4.21%及び堀江聡寧の議決権の所有割合2.71%を加えて56.47%を所有しているため、各々が親会社に該当しております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

ACA 株式会社はアクア戦略投資事業有限責任組合の親会社に該当し、ACA Investments Pte Ltd はACA 株式会社の親会社に該当し、更にACA Partners Pte Ltd はACA Investments Pte Ltd の親会社に該当します。アクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるACA 株式会社は、直接所有者であるアクア戦略投資事業有限責任組合の直接の親会社に該当し、ACA Investments Pte Ltd 及びACA Partners Pte Ltd から日本における投資の方針等を一任されていること、また、当社との間で下記3.①に記載の人的関係を有することから、当社に与える影響が最も大きいと認められます。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場企業と親会社等との関係

① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系

アクア戦略投資事業有限責任組合は当社の議決権の 47.81%を所有する親会社であります。当社は親会社の企業グループの中で不動産投資部門に属し、不動産事業を担う企業となっております。

人的関係については、2022年6月23日現在、経営体制強化等を目的として、親会社であるACA株式会社のマネージング・パートナー1名が当社の業務執行取締役を兼務しております。

(役員の兼任の状況)

(2022年6月23日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	堀江 聡寧	ACA株式会社 マネージング・パートナー	不動産・投資事業に従事された経験及び経営に関する高い見識を有していることから、当社の経営全般及び連携強化のため

② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響など

親会社及び親会社グループが有する事業ノウハウや取引関係その他の経営資源は、当社及び当社グループの企業価値の向上に有益であると考えており、親会社の企業グループに属することにより、こうした経営資源を有効に活用することができます。

当社は、親会社企業グループの中の不動産事業を担う企業として、経営上の独立性を保っており、事業の制約を受けることはありません。

親会社等やその企業グループとの取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営活動への影響等はないものと認識しております。

③ 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）は7名で、親会社からの取締役は1名であり、経営の意思決定は独自に行われているため、親会社等からの自主独立性は確保されていると認識しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はございません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引を行う際には、当該取引の合理性及び取引条件の妥当性について慎重に判断し、取引金額の多寡にかかわらず当社取締役会において審議し、取締役会決議をもって決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応いたします。

以上